

防衛省設置法等の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

○	防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（第一条関係）	．．．．．	1
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（第二条関係）	．．．．．	2
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（第三条関係）	．．．．．	7
○	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（第四条関係）	．．．．．	11
○	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（第五条関係）	．．．．．	12

改 正 案	現 行
（自衛官の定数） 第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）<u>十五万七千七百七十七人</u>、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）<u>四万五千三百五十六人</u>、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）<u>四万六千九百二十三人</u>並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千三百五十人</u>のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>三百七十六人</u>、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千九百十八人</u>、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四十八人</u>並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四百六人</u>を加えた総計<u>二十四万七千五百五十四人</u>とする。	（自衛官の定数） 第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）<u>十五万八百三十四人</u>、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）<u>四万五千三百六十人</u>、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）<u>四万六千九百三十六人</u>並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千二百八十八人</u>のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>三百七十二人</u>、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千九百十人</u>、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四十八人</u>並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四百六人</u>を加えた総計<u>二十四万七千五百五十四人</u>とする。

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（編成） 第二十條（略） 2 航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊、警戒航空団、航空救難団、航空戦術教導団その他の直轄部隊から成る。 3 7（略） （即応予備自衛官） 第七十五條の二（略） 2 即応予備自衛官の員数は、七千九百八十一人とし、防衛省の職員の内員外とする。 （後方支援活動等） 第八十四條の五 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。 一・二（略） 三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号） 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、<u>英国又はカナダ</u>の軍隊に対する物品の提供 四（略）	（編成） 第二十條（略） 2 航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊、航空救難団、航空戦術教導団その他の直轄部隊から成る。 3 7（略） （即応予備自衛官） 第七十五條の二（略） 2 即応予備自衛官の員数は、八千七十五人とし、防衛省の職員の定員外とする。 （後方支援活動等） 第八十四條の五 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。 一・二（略） 三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号） 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア又は<u>英国</u>の軍隊に対する物品の提供 四（略）

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 三 (略)

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 部隊等による国際平和協力業務、委託に基づく輸送及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国又はカナダの軍隊に対する役務の提供

五 (略)

(英国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第百条の十一 (略)

(カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の十二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるカナダ軍隊(カナダの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該カナダ軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びカナダ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するカナダ軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するカナダ軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するカナダ軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 三 (略)

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 部隊等による国際平和協力業務、委託に基づく輸送及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア又は英国の軍隊に対する役務の提供

五 (略)

(英国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第百条の十一 (略)

(新設)

協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するカナダ軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うカナダ軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うカナダ軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うカナダ軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するため当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のため

の活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にあり自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するカナダ軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりカナダ内にあるカナダ軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うカナダ軍隊

2 防衛大臣は、前項各号に掲げるカナダ軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該カナダ軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるカナダ軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるカナダ軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるカナダ軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

(カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第百条の十三 この法律又は他の法律の規定により、カナダ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の定めるところによる。

(新設)

改 正 案	現 行
（後方支援活動等） 第八十四条の五 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。 一・二 （略） 三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号） 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、カナダ又はフランスの軍隊に対する物品の提供 四 （略） 2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。 一・三 （略） 四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 部隊等による国際平和協力業務、委託に基づく輸送及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、カナダ又はフランスの軍隊に対する役務の提供 五 （略） （カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）	（後方支援活動等） 第八十四条の五 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。 一・二 （略） 三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号） 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国又はカナダの軍隊に対する物品の提供 四 （略） 2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。 一・三 （略） 四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 部隊等による国際平和協力業務、委託に基づく輸送及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国又はカナダの軍隊に対する役務の提供 五 （略） （カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の十三 (略)

(フランス軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の十四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるフランス軍隊(フランスの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該フランス軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びフランス軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するフランス軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するフランス軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するフランス軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するフランス軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。)

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うフランス軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うフランス軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆

第百条の十三 (略)

(新設)

発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うフランス軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うフランス軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するため当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うフランス軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うフランス軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にあり自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するフランス軍隊
九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりフランス内にあるフランス軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うフランス軍隊

2 | 防衛大臣は、前項各号に掲げるフランス軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において

、防衛省の機関又は部隊等に、当該フランス軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるフランス軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるフランス軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるフランス軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（フランス軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の十五 この法律又は他の法律の規定により、フランス軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の定めるところによる。

（新設）

改 正 案	現 行
（大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供） 第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国、オーストラリア、<u>英国又はカナダの軍隊</u>（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。 一・二（略） 2ゝ4 （略）	（大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供） 第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、<u>国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国、オーストラリア又は英国の軍隊</u>（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。 一・二（略） 2ゝ4 （略）

改 正 案	現 行
（大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供） 第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、カナダ又はフランスの軍隊（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。 一・二（略） 2ゝ4 （略）	（大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供） 第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国、オーストラリア、英国又はカナダの軍隊（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。 一・二（略） 2ゝ4 （略）